

岩手県告示第262号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、一関市から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

令和7年4月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

- 1 種類 都市計画施設（市場）
- 2 名称 地方卸売市場一印一関青果卸売市場